

西区わがまち魅力アップ活動助成に関する要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、西区民が行う西区の魅力を活かした事業や地域の課題解決のための活動（以下「わがまち魅力アップ活動」という）に要する経費の一部を助成する(以下「助成」という)ことに関し必要な事項を定め、地域の特性を活かしたまちづくりへの取り組みを支援することにより、安全・安心・健康・交流等まちの魅力アップを図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱において助成の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 企画から実施まで責任を持って遂行することができる西区内で活動している地域団体
 - (2) わがまち魅力アップ活動の実施に関し設立された実行組織
- 2 前項の団体については営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

(助成対象活動)

第3条 この要綱において助成の対象となるわがまち魅力アップ活動は、次の各号に挙げる要件をすべて満たす活動とする。

- (1) 次のいずれかに該当する具体的な活動であること。
 - ①地域の活性化や魅力アップにつながる活動（美しいまちづくり、健康なまちづくりなど）
 - ②地域課題の解決につながる活動（安心・安全なまちづくり、ごみや不法駐輪・落書き・貼り紙等のないまちづくりなど）
 - ③地域内や地域間の交流・連携を促進する活動（自然環境を会場とするウォーキングイベント、川まつりなど）
 - ④その他、区別計画・中期計画等の区の基本計画や主要施策に合致する活動で区長が認めるもの（歴史・文化を活かし継承する活動、ユニバーサルデザインの啓発・普及活動など）
- (2) 西区内で企画・実施するもののうち、当該年度内に実施される活動であること。
- (3) 参加者の資格に制限がなく、一般に公開されているものであること。
- (4) 営利を主たる目的としないものであること。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (6) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (7) 同一活動に対し、助成交付回数が3回以下の初動期における活動であること。ただし、以下の要件をすべて満たし、特に選考委員会が認める活動についてはこの限りではない。
 - ①区別計画等の区の基本計画や主要施策に合致する活動であること。
 - ②団体自らが、総活動費のうち自己調達資金を1/2以上予定している活動であること。
- (8) 神戸市のマスタープラン等の基本計画に反する活動でないこと。
- (9) 法令に違反した活動でないこと。

(助成内容)

第4条 区長は、助成の対象となるわがまち魅力アップ活動に対して、1年間の総活動費のうち、20万円を上限として予算の範囲内で助成することができる。ただし、特に区長が必要と認める場合は上限を引き上げる事が出来るものとする。

2 前項の活動費にかかる財源として国・県・市補助金がある場合は助成対象経費を控除するものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は直接経費のみとし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 食料費、打ち上げ等にかかるもの
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの
- (3) 備品購入にかかるもの
- (4) 特定個人の所有になる予定のもの
- (5) 本助成事業にふさわしくないもの

(申請の手続き)

第6条 申請は、一団体一活動とする。

2 助成を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、助成金交付申請書(様式1)、団体概要(様式2)、活動企画書(様式3)及び収支計画書(様式4)に必要書類を添付して、別に定める募集期間に申請するものとする。

(書面による要件審査)

第7条 区長は、申請案件について書面による審査を行うものとする。

2 区長は、書面による審査の結果、第2条及び第3条各号の要件を満たした申請団体に対して、公開の場で提案説明の機会を与えることができる。

3 区長は、書面による審査の結果、第2条及び第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に対して通知する。

(選考委員会)

第8条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、選考委員会を設置するものとする。

- 1 選考委員会は、学識経験者・区民代表・西区職員5名以内をもって構成する。
- 2 選考委員は、申請書類及び公開提案会での提案説明により、活動内容に関する意見を述べることができる。
- 3 選考委員は、公益性・計画性(実現可能性)・効果・先駆性・将来性に関する意見を述べることができる。

(助成金交付予定額の決定)

第9条 区長は、選考委員の意見を尊重し、助成の採否及び助成金の予定額を決定し、申請団体に対して助成金交付決定(不採択)通知書により通知する。

(活動の変更等)

第10条 前条の助成金交付決定通知を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、当該申請の内容に変更がある場合は、あらかじめ計画変更申請書(様式5)を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 採択団体は、活動終了後速やかに領収書の写しなどを添えて活動報告書(様式6)、収支報告書(様式7)を提出しなければならない。

2 区長は、前項の活動報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書により通知する。ただし、区長が必要と認める場合は、助成金交付額確定通知

書の金額を減額修正することができる。

- 3 区長は、採択団体からの助成金請求書（様式8）による請求を受けて、助成金を支払うものとする。
- 4 支払い方法は、口座振替による。
- 5 活動の実施が第1項から第3項の規定によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに助成金の一部を支払うことができるものとする。

（活動の評価・調査等）

第12条 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対し、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

- 2 区長は、前項の調査等により活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

（助成金の取消・返還）

第13条 区長は、助成金の交付又は助成金交付決定通知もしくは助成金交付額確定通知を受けた採択団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額又は交付決定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付があった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

（損害賠償）

第14条 交付決定団体が実施する助成対象事業での事故等については、西区役所は一切責任を負わないものとする。

（帳簿、書類の備付け）

第15条 助成金の交付を受けた採択団体は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から3年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

（施行細目の委任）

第17条 この要綱の施行に関して必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は平成15年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日より施行する。